

◎ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成一四年八月七日法律第一〇五号)(衆)

一、提案理由(平成一四年七月一八日・衆議院本会議)

○森英介君 ただいま議題となりました二法案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができず、また、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスになることを防止するための生活上の支援等に関し、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資そうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、就業の機会、居住の場所並びに保健及び医療の確保等によりホームレスを自立させ、また、生活上の支援等によりホームレスとなることを防止し、さらに、ホームレスに関する諸問題の解決を図ることを施策の目標とすること。

第二に、ホームレス自身もみずからの自立に努めるものとする事。

第三に、厚生労働大臣及び国土交通大臣はホームレスの自立の支援等に関する基本方針を、また、地方公共団体は必要があると認めるときは基本方針に即した実施計画をそれぞれ策定しなければならないものとする事。

第四に、国は、ホームレスの自立支援策を推進するため、地方公共団体等を支援するための財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないものとする事。

第五に、公共の用に供する施設の管理者は、ホームレスの起居によりその適正利用が妨げられているときは、必要な措置をとるものとする事。

なお、この法律は、公布の日から施行し、施行から十年を経過した日に失効するものとし、施行後五年を目途に検討を加えるものとしております。

……………(略)……………

以上が、二法案の趣旨及び内容であります。

両案は、いずれも、昨日の厚生労働委員会において、多数をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

なお、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案につきましては、当委員会において、本法律の運用に関し決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○決議(平成一四年七月一七日)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の運用に関する件

政府及び地方公共団体は、我が国においてホームレスの急増が、看過できない極めて大きな問題となっている現状を踏まえ、ホームレスを含め社会的に排除された人々の市民権を回復し再び社会に参入することができるようにすることは、憲法第十一条及び第

二十五条の精神を体现するために必要不可欠な施策であることに深く留意し、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 ホームレスの自立の支援に際しては、自立に至る経路や自立のあり方について、可能な限り個々のホームレスに配慮した多様な形が認められるよう努めること。
 - 二 ホームレスに対する職業能力開発に当たっては、ホームレスの実情に応じた内容となることに深く留意するとともに、ホームレスの自立につながる安定就労の場の確保に努めること。
 - 三 ホームレスに対する住宅支援策の実施に当たっては、その実効性を高めるため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅・民間住宅を通じた可能な限り多様な施策の展開を図ること。
 - 四 ホームレスが入居する施設においては、入居者本人の人権尊重と尊厳の確保に万全を尽くすこと。
 - 五 第十一条規定の通り、法令の規定に基づき、公共の用に供する施設の管理者が当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとる場合においては、人権に関する国際約束の趣旨に十分に配慮すること。
 - 六 本法による自立支援策と生活保護法の運用の密接な連携に配慮し、不当に生活保護が不適用とされることのないよう、適正な運用に努めること。
 - 七 第十四条に規定する全国調査を早期に完了し、遅滞無く事業を実施すること。
 - 八 本法を施行する中で実情との不整合等が生じたとき等においては、速やかに見直すこと。
 - 九 「実施計画」を策定しない都道府県及び市町村の区域においても、ホームレスの自立支援及び余儀なくホームレスとなることの防止の諸施策の実施に可能な限り努めること。
- 右決議する。

二、参議院厚生労働委員長報告（平成一四年七月三十一日）

○阿部正俊君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案は、ホームレスの自立の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括議題とし、提出者であります森衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。